

袖ヶ浦市企業振興条例の一部改正（案）の概要について

1 条例改正の背景

袖ヶ浦市企業振興条例は、市内において企業の新規立地、市内既存企業の設備投資を促進するため、一定規模以上の新規立地や設備投資を行った事業者に対し、対象施設に係る固定資産税納付相当額の一部を奨励金として交付することにより、産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とし、平成22年4月1日に施行された条例であります。

また、本条例は、企業の新規立地及び設備投資を一定期間内に促すことを目的としていることから、施行期間を5年間とし、平成27年1月1日限りで失効するものを延長しましたが、今回、延長後、5年を経過し令和2年1月1日限りで失効することとなります。

これまで、本条例に基づき、臨海部に新たに立地した工場・事業所5社5件、投資額にして、255億3,234万円、及び設備投資を行った工場・事業所17社33件、投資額にして406億9,673万円を対象施設として指定し、奨励金の交付を行っており、本制度は本市での企業立地や設備投資を検討する際、大きな判断材料になると企業から伺っており、本市の産業振興に対し大きな効果がありました。

本制度により、本市の産業振興と雇用の拡大が期待できることから、今後も継続していく必要があると考えております。

2 条例改正の目的

本市臨海部に立地する企業においては、現在、国際競争の激化や国内需要の縮小、施設の老朽化等により、事業の効率化に伴う国内工場の集約化や施設・設備の再構築、原料や人件費が安価な海外への拠点移転が進められており、今後、工場敷地内の空地の増加が見込まれております。

その一方で、近年、テクノロジーの深化に伴う競争環境の変化や海外新興国の人件費上昇もあり、国内への立地回帰の動きも見られています。

また、国が発行した「ものづくり白書」によると、我が国の製造業を取り巻く環境の変化をとらえ、今後、新たな産業への参入、また、参入を検討する企業が着実に増加しております。

更に、新たなビジネスモデルを展開するため研究開発や設備投資等に積極的な企業は業績も良い傾向にあるとの統計結果が示されています。

このような状況の中、市としても企業の新規立地の誘導や成長産業への進出誘導など、立地企業のニーズを十分に踏まえた側面的支援に引き続き取り組む必要があります。

以上のことから、市内立地企業の競争力を促進し、本市で継続操業につなげるため、企業の立地及び設備投資に対する奨励措置を定めた現行条例の交付要件の緩和、新規奨励制度の追加等の見直しを行い、今後、成長が見込まれる分野への投資を誘導するとと

もに、本条例の目的である産業振興と雇用の確保について更なる拡大を図ろうとするものであります。

3 条例改正のポイント

中小企業に対する支援拡充

大規模設備投資奨励金において、中小企業の設備投資要件額を1億円から3,000万円に引き下げ、中小企業の設備投資を更に推進します。

地元雇用奨励金の新規雇用者要件見直し

地元雇用奨励金の交付対象となる新規雇用者の要件について、これまで「市内に1年以上在住する者」であったものを「交付申請時に市内に在住する者」に変更し、更なる雇用促進により、企業の人材確保に資するとともに、本市への定住促進を図ります。

対象施設に新たな分野を追加

宿泊施設、医療介護施設の増加に伴い、今後、需要が見込まれる「洗濯・リネン業」を対象とするため、新たに「洗濯・リネンサプライ関連施設」を対象施設として追加します。

成長分野にかかる新たな奨励制度の創設

市内に立地する企業が競争力の強化に向けて、今後、成長が見込まれる分野への投資を促すため、新たに「成長分野促進奨励金」を創設します。

奨励制度見直しに伴う奨励金の廃止及び整理

環境対応型設備投資については、今回の改正により大規模設備投資について、中小企業の設備投資要件額を1億円から3,000万円にしたことにより、環境対応型設備投資要件額である5,000万円以下となったことから、環境対応型設備投資を大規模設備投資に統合し、廃止するものであります。

また、中小企業を対象とした累積投資型奨励金については、資金面が脆弱な中小企業が設備投資を複数年に分けて実施できる制度であります。大規模設備投資の交付要件を累積投資型の交付要件以下に大幅に引き下げたことから、制度を廃止します。

4 条例改正の内容

(1) 奨励金の交付要件の緩和による支援拡充

① 中小企業の設備投資要件額の引き下げ

現在、企業振興条例に基づく奨励金交付要件において中小企業の場合、投資固定資産額1億円以上（宿泊施設、卸売・小売関連施設にあつては、5,000万円以上）となっていますが、帝国データバンクの「設備投資に関する企業の意識調査」によると、設備投資にかかる費用は1,000万円以上5,000万円未満が全体の3割と最も多く、市内立地企業へのヒアリングにおいても中小企業として、5,000万円以上の設備投資は現実的でないことから、設備投資額要件である設備投資額の引下げについて要望が寄せられています。

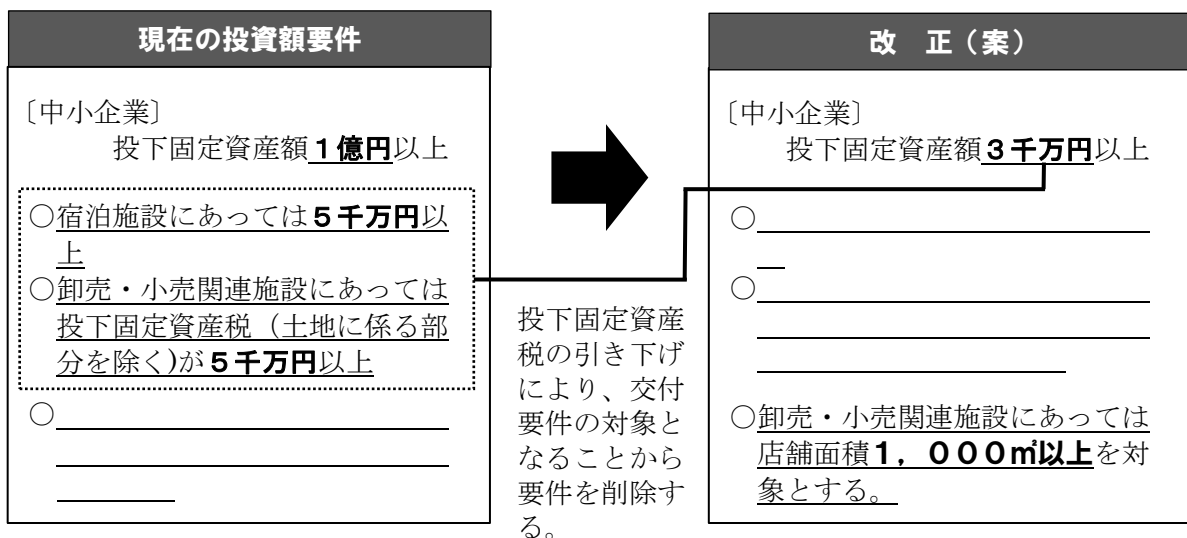
中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、今後、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ更新していく上で、更なる支援の強化が必要であり、国においても、生産性向上特別措置法の制定により中小企業の設備投資に対する支援の拡充が図られております。

よって、今回、設備投資に係る奨励金の交付要件である投下固定資産額の引き下げを行い、中小企業の設備投資を更に推進しようとするものであります。

また、これまで、中小企業のうち宿泊施設、卸売・小売関連施設については、本市への立地誘導を図るため、通常の設定投資額要件1億円の1/2となる5,000万円としていましたが、中小企業自体の設備投資額要件を3,000万円に引き下げたことから、この要件を削除します。【**図－1**】参照）

なお、卸売・小売関連施設については、地域の核となる商業施設を誘致するため店舗面積1,000㎡以上の規模を対象とします。

【**図－1**】



②地元雇用奨励金の新規雇用者要件の見直し

これまで、地元雇用奨励金については、制度創設以来、活用が皆無であることから、この理由について市内立地企業からは、新規雇用者が「市内に1年以上住所を有する」という要件がネックとなっており、本奨励金が活用できないことが判明しました。

よって、この交付要件について「交付申請時に市内に在住している」に変更し、企業が必要とする人材確保への支援強化を図るとともに、更なる雇用拡大を図るものであります。

これにより、市内在住者の雇用促進に併せ、本市企業への雇用を契機に定住促進という2つの効果が期待できます。

また、常用雇用者の定義として、雇用保険法に規定する被保険者の加入要件となる、1週間の所定労働時間が30時間以上を用いておりますが、平成28年10月から1週間の所定労働時間が20時間以上に引き下げられており、短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大されたことから、これに併せて常用雇用者の定義を変更するものであります。（【図-2】参照）

【図-2】

現在の対象要件	改正(案)
<p>〔新規雇用者の定義〕 新設、増設又は更新した対象施設の操業開始の日の1年前の日から操業開始後1年以内に、市内に1年以上住所を有する者を__</p> <hr/> <p>常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。）として新規に雇用し、かつ、雇用した日から起算して1年を経過した日においても引き続き本市に住所を有し継続して雇用されたものをいう。ただし、当該対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用されたものに限る。</p>	<p>〔新規雇用者の定義〕 新設、増設又は更新した対象施設の操業開始の日の1年前の日から操業開始後1年以内に、市内に_____住所を有する者を<u>期間の定めのない雇用契約による</u>常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で、1週間の所定労働時間が20時間以上のものをいう。）として新規に雇用し、かつ、雇用した日から起算して1年を経過した日においても引き続き本市に住所を有し継続して雇用されたものをいう。ただし、当該対象施設の新設、増設又は更新に伴い雇用されたものに限る。</p>

(2) 新たな対象施設の追加（洗濯・リネンサプライ関連施設の追加）

日本国内におけるホテルや旅館などの宿泊施設の新設、増加や、高齢化による医療、介護施設の増加に伴い、リネン需要が増加しています。

このようなことから、洗濯・リネンサプライ業は新たな拠点工場用地を模索するとともに、設備投資を拡大する傾向にあります。

また、同業種は1社あたりの雇用人数も多く雇用効果も高い業種であり、本市の産業振興に大きく期待できる産業であることから、「洗濯・リネンサプライ関連施設」を新たに奨励金の対象施設として追加するものであります。（【図－3】参照）

【図－3】

現在の対象施設	改正（案）
ア 製造・エネルギー関連施設	ア 製造・エネルギー関連施設
イ 研究関連施設	イ 研究関連施設
ウ 物流・卸売・小売関連施設	ウ 物流・卸売・小売関連施設
エ 建設工事関連施設	エ 建設工事関連施設
オ 宿泊施設	オ 宿泊施設
カ 環境対応型施設	カ 環境対応型施設
	キ 洗濯・リネンサプライ関連施設

(3) 新たな奨励制度の創設

①成長分野促進奨励金

国内製造業界においては、製品の高付加価値化が着目されており、市内に立地する企業各社においては、新たな成長分野への取組みを検討している状況が見受けられます。

よって、市内に立地する企業が競争力強化に向けて、今後、成長が見込まれる分野（注1）への投資を促すため、新たに奨励制度として新設するものであります。

また、成長分野への取組みを後押しするため、奨励制度については大規模設備投資の交付要件に比べ、設備投資額要件の緩和、交付割合、交付期間を拡充するものであります。（【図－4】参照）

（注1）成長分野とは

日本再興戦略「JAPAN is BACK」に示された「環境・新エネルギー関連分野」「情報通信関連分野」「先端素材関連分野」「医療関連分野」とする。

【詳細については別紙「成長分野の対象範囲について」を参照】

【図－４】

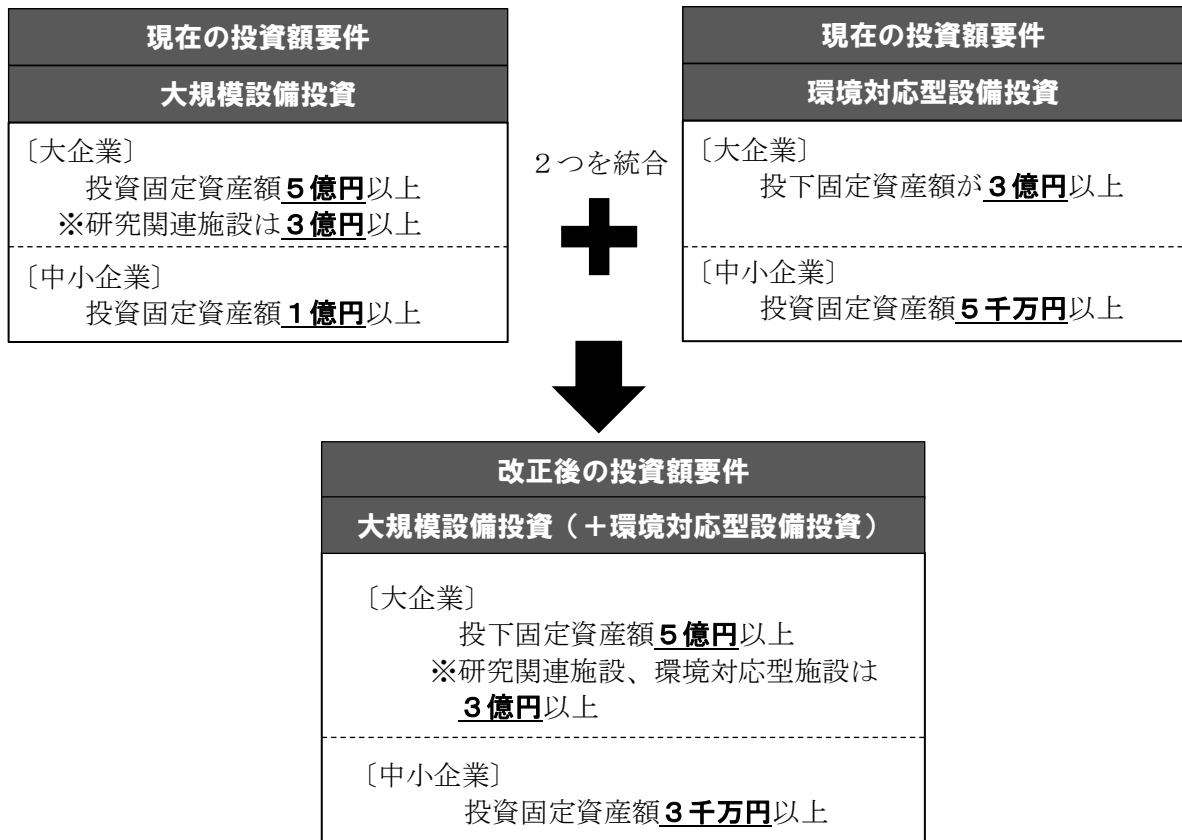
奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
成長分野促進奨励金	成長分野に係る対象施設の新設で、投下固定資産額が 3億円 以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の 100分の60 に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度

(4) 奨励制度の見直しに伴う奨励金の廃止及び整理

①環境対応型設備投資を大規模設備投資へ統合

環境対応型設備投資については、環境に配慮した設備投資を積極的に推進するため、大規模設備投資の交付要件となる投下固定資産額より引き下げて運用してまいりました。

今回の奨励制度見直しにより、中小企業の設備投資要件額が3,000万円に引き下げを行うこと、また、新たに「成長分野促進奨励金」を創設し、その中に「環境・新エネルギー関連分野」を定めたことから、現行の「環境対応型設備投資」の対象施設のうち、成長分野促進奨励金の対象とならない、公害防止関連施設の部分を大規模設備投資に統合します。



②累積投資型奨励金の廃止

中小企業が3年間における再投資を対象とするため、平成26年12月に条例一部改正により創設された制度であり、3年間を通して2億円以上の設備投資を対象としているものであります。

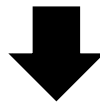
今回の改正において、提案している中小企業の大規模設備投資の交付要件について投資固定資産額を1億円以上から3,000万円以上へ大幅に引き下げを行うことで累積投資型の交付要件以下となりカバーできることから、本奨励金については廃止するものであります。

○累積投資型（中小企業）

投下固定資産額が**3年間**で**2億円**以上 ⇒ 年平均にすると **6,666万円**

宿泊施設、卸売・小売関連施設は**3年間**で**1億円**以上

⇒ 年平均にすると **3,333万円**



○大規模設備投資（改正案）

投下固定資産額を**3,000万円**に引き下げたことから、累積投資型の要件以下となる。